

# 『風しん任意予防接種助成事業』



風しんは、妊婦特に妊娠初期の女性がかかると、生まれてくる赤ちゃんが目が見えにくい、生まれつき心臓に病気があるなどの『先天性風しん症候群』という病気にかかってしまうおそれがあります。

さつま町では、安心して子どもを産み育てられる町づくりをめざし、接種費用の一部について助成しています。助成要件には下記のように様々ありますので、接種を希望される方は、出来るだけ接種前に役場子ども支援課までお問い合わせください。

## ① 緊急的予防対策（～平成31年3月31日まで）

◎接種対象者：以下 a～c すべてにあてはまる方

a. 次のいずれかにあてはまる方

ア. 妊娠を希望している女性で平成2年4月1日以前生まれで、接種時に50歳未満の方

イ. 妊婦の夫（婚姻関係は問いません 母子手帳確認）

ウ. 妊婦の同居家族で特に接種が必要と認められる方

b. さつま町に住民登録している方

c. 風しんにかかるおそれのある方（未罹患者、抗体検査（－）の方など）

◎接種回数：1回のみ（MRワクチンまたは風しん単体抗原ワクチン）

◎助成金額：1回6000円（上限）

◎申込み期限：接種を行ってから3か月以内

## ② 新生活支援策

◎接種対象者：婚姻届出を行う夫婦でさつま町に住民登録される方。

（婚姻届出及び住民登録された後に接種された方が対象）

◎接種回数：1回のみ

◎助成金額：1回6000円（上限）

◎申込み期限：婚姻届出を行ってから3か月以内

## 助成金を受けるために必要な手続き

① 下記（ア）～（ウ）全てを持参し役場へ申請

（ア）印鑑

（イ）医療機関発行の領収書原本（コピー不可、氏名、ワクチン名、接種日がわかるもの）

（ウ）振込先口座がわかるもの（通帳の写し。コピー可）

② 後日役場より指定の口座へ助成金が振り込まれます（償還払い方式）

【お問い合わせ先】

さつま町役場

子ども支援課 子ども健康係

TEL 53-1111 内線：2141・2142